

# 戦後政治における昭和天皇の位置

後 藤 致 人

The Position of the Emperor Showa in the Post-World War II Politics

Muneto GOTOH

Although it is generally said that the Emperor Showa did not engage in politics in the post-World War II period, this widespread view is grounded not on the verification of the actual political form but on the argument which derives from an interpretation of the Constitution of Japan.

In recent years several important records and diaries have been published, for example The Diary of Mamoru Shigemitsu, The Diary of Hitoshi Ashida, The Diary of Eisaku Sato and The Diary of Sukemasa Irie. These writers were at the center of the postwar politics. In this paper, using the documents cited above I demonstrated that both "naiso" and "gokamon" were frequent between the Emperor and the cabinet even in the postwar period. Based on this demonstration, I considered the following: 1) why "naiso" and "gokamon" were able to continue in the postwar politics, given the Emperor's intervention in politics, and 2) how they influenced the postwar politics. Furthermore, I examined the position of the Emperor Showa in the post-World War II politics.

## はじめに

戦後政治において、昭和天皇は本当に不執政であったのだろうか。天皇制論を中心議題の一つにもつ歴史学のなかでも、戦後政治においては、日本国憲法が規定する天皇不執政が基本的に実現しているとする見方が比較的強い。例えば、前近代史の立場から様々な天皇論を提言している今谷明氏は、「私は考える。日本人は、古代以来、天皇執政と不執政の間を揺れ動き、試行錯誤をくり返してきたが、最後に見出される結論は、象徴天皇制こそこの国土・民族に最も適合してきたシステムであろうという点である」<sup>1</sup>と述べており、戦後政治は、天皇不執政のシステムのなかで展開してきたという認識が議論の前提としてある<sup>2</sup>。

しかし、戦後政治において天皇は不執政であるとするのは、日本国憲法の条文解釈から導き出した議論が最大の根拠となっており、実際の政治形態を検証しきれてい

るわけではない。もっとも戦後政治の中核部分にいた人物の一次資料はなかなか表に出てこないため、政治の実態分析を行うには資料的に大きな制約があったことは否定できない。現在も資料的に大きな制約があることは同じであるが、それでも近年『重光葵手記』<sup>3</sup>『芦田均日記』<sup>4</sup>『佐藤栄作日記』<sup>5</sup>『入江相政日記』<sup>6</sup>など戦後政治の中核に位置した人物の記録・日記が公開され、戦後政治に昭和天皇がどのように関与してきたかが不充分ながらわかってきた。

升味準之輔氏は、『入江相政日記』などを中心資料に用いて、戦後においても頻繁に「内奏」「御下問」が行われていたことを実証し、戦後権力が天皇のもとから離れていくなかで、必死にその流れを押し留めようとして、内閣に対して「内奏」を要求する天皇・宮中側近の姿を描いている<sup>7</sup>。

升味論文は、「内奏」「御下問」という慣習が戦後政治においても行われ、それも相当政治内容に踏み込んだ

ものであったことを一次資料より実証したことに意義があると思われる。「内奏」・「御下問」の恒常化は、日本国憲法の規定する天皇不執政が現実の政治において貫徹されていなかったのではないかという疑念をもたせる。升味論文を踏まえ、なぜ「内奏」・「御下問」が戦後政治においても存続したのか、天皇の政治介入があったとしたら、戦後保守政治にどのような影響を与えたのか、という意味づけをする必要がある。また、升味論文発表以降『佐藤栄作日記』が全巻公刊されたが、「内奏」・「御下問」の実態・変遷を、より歴史的に把握することも求められていると思われる。

日本国憲法は確かに天皇の国政不関与（第4条）を明記している。しかし、日本国憲法が作成される時の政治的駆け引きの結果、天皇条項のなかにもあいまいな規定がみられる。まず第一に、政体条項がないことがあげられる。天皇の地位を「象徴」という法律的にはなじみの薄い用語をもちいているだけで、立憲君主制なのか、また元首は誰かなのかについて、憲法上の規定をしておらず、国家形態の根本部分の規定があいまいなままとなっている。

これについての政府見解は、田中角栄内閣の時の国会答弁が代表的なものとなっている。それによれば、政体については、明治憲法のような統治権の総覧者としての天皇をもつという意味ではないが、共和制ではなく、専制君主制ではない以上、立憲君主制と言ってもさしつかいないとし<sup>9</sup>、また「天皇は現在の憲法のもとでも元首と言ってもいいではないか」というような考え方もあり得る<sup>10</sup>と、まわりくどい言い方ではあるが、政体は立憲君主制、元首は天皇であるとしている。ところで、田中内閣でなぜ政体が問題となり、政府見解を出す必要があったかについては、「内奏」・「御下問」の歴史的変遷とも関係があるので、本論のなかで改めて考察してみたい。

天皇条項のあいまい性の第二として、天皇は国政不関与とあるものの、国事行為の範囲（第7条）が広範で、内政・外交全般にわたっていることがあげられる。そして第三として、天皇の国事行為は、内閣の助言と承認を必要とする（第3条）とあるが、天皇の質問・意見を禁じてはおらず、天皇の国事行為のため内閣が行う助言段階で、天皇が政治介入をする余地は残されている。国事行為が内政・外交全般にわたっていることと考えあわせれば、政治能力の長けた天皇ならば、「内奏」段階で内閣に意見を表明することを通じ、国政に関与することも不可能ではない。

つまり、「内奏」・「御下問」という慣習が現実政治の上でどのような政治性を有していたのかを考えることは、戦後政治における天皇の政治関与を考察するためには重

要である。

ところで政府は「内奏」・「御下問」をどのように法制的に位置づけているのであろうか。政府見解として、天皇の行為は国事行為・公的行為・私的行為の3つにわけられることで一貫しているが<sup>11</sup>、「内奏」・「御下問」はこの3行為の内どこに入るのだろうか。これについて、政府は「象徴としての天皇陛下に国情を知っていただき、理解を深めていただくということのために御参考までに申し上げる」とあいまいに答弁しており、慣習として続いている「内奏」・「御下問」を政府としても法制的に国事行為とは位置づけられていないことがうかがえる。それだけ、日本国憲法の天皇条項と現実の昭和天皇の政治行動との間に溝があったとも言えよう。

このように「内奏」・「御下問」の実態を現実政治のなかで解説し、意味づけることは、戦後政治における昭和天皇の位置を考察する上で必要なものであるが、そのため留意すべき点を4つあげておきたい。

第一に宮中の意識として「内奏」をどのように位置づけていたのか、という点である。それは「拝謁」や「御進講」などとどのように違うのかを分析することで理解できると思われる。

第二に「内奏」者の範囲はどのようなものであるのか、という点である。内閣総理大臣・閣僚の外にも外務省の高級官僚なども「内奏」している。一方で閣僚すべてが「内奏」しているわけでもないようである。また自衛隊幹部の「拝謁」も年1回行われている。

第三に「内奏」に対して天皇はどのような質問・意見表明をするのか、それによって政府はどのような反応をみせるのか、という点についてである。

そして第四に、「内奏」・「御下問」は戦前と戦後で質的な変化がみられ、また戦後でも大きく変容しており、上記3点の留意点も歴史的変遷のなかで捉える必要があると思われる。本稿は、「内奏」・「御下問」をめぐる歴史的変遷の全体像提示に特に主眼をおきたい。

## 1、敗戦前後における昭和天皇の位置

昭和戦前期における昭和天皇の政治家としての上昇過程については、別稿を用意しているので<sup>12</sup>、ここでは簡単に敗戦前後における昭和天皇の宮中グループにおける位置を確認するに留めておきたい。

昭和天皇が属する政治集団である宮中グループは、近衛新体制運動を背景に誕生した第二次・第三次近衛内閣による国策決定過程の整備のなかで、その集団としての役割が上昇している。満州における軍部の独走や国内クーデターを契機に、明治憲法体制に矛盾が生じ、昭和戦前期には各層の間で国家機構再統合が模索される。第二次

近衛内閣は、その国家再統合の中軸に天皇権威を改めて据え、最終的な国策決定に天皇権威を前面に押し出した御前会議を開くことにより、諸集団の暴走を押さえ、国家としての指針を明確にすることに努めた。

一方、昭和戦前期の宮中グループ内部には、政府と宮中の関係について深刻な意見対立が存在した。元老西園寺公望は、天皇が政治的責任を負うような事態を恐れ、御前会議に一貫して反対した。政治の最終的決定は内閣で行うべきだと主張するのである。ところが、近衛文麿・木戸幸一らは、軍部を押さえ、政治主導の内政・外交の体制を整えるためには、天皇権威が不可欠だとして、西園寺公望の立憲主義的路線に反対した。西園寺公望は、いずれは政党政治に復することを視野に入れ、斎藤実・岡田啓介といった海軍稳健派を首相に奏薦するが、これに対しても近衛らは、体制・外交の「革新」は日本の運命であり、それを強力に推進する内閣が必要であると主張する。

西園寺系宮中官僚を標的とした二・二六事件以後、西園寺公望の宮中における影響力は低下する。そして1940年（昭和15）に木戸幸一が宮中最高ポストである内大臣に就任すると、木戸は最終的に西園寺公望の宮中における影響力を排除した。木戸は後継内閣首班選定権を事実上握り、西園寺公望の反対を排除して盟友である近衛文麿を後継首班に推薦、近衛新体制運動・第二次近衛内閣に呼応する形で宮中の新体制を構築していった。

昭和天皇は、天皇権威による国策決定に対して理解を示し、木戸らが進める「宮中新体制」にも同調した。昭和天皇は、西園寺公望の影響力が強いころはその助言に従うことが常であったが、西園寺公望系の宮中官僚が後退、かわって天皇権威による国家再編を求める近衛文麿・木戸幸一らが宮中をしだいに掌握するようになると、後継内閣首班選定にも積極的に意見を表明するようになる。また、内閣総理大臣・閣僚・高級官僚・軍人による政務・統帥などに関する「内奏」に対しても、積極的に「御下問」し、天皇は最終的決定権者として現実の政治でも振る舞うようになっている。このように、天皇権威を前面に出した形での国家機構の再統合に宮中も積極的に同調するようになると、それに反対した西園寺系宮中官僚の後退とともに、宮中における昭和天皇の発言力は上昇しているのである。

第三次近衛内閣が崩壊し、東條英機内閣が木戸幸一・昭和天皇の選定によって誕生すると、東條内閣は天皇権威による国家機構の統制をますます強め、政権末期にはついに閣議までもが宮中で開かれるようになった。東條内閣は天皇・宮中との意志疎通を近衛内閣以上に心を配り、昭和天皇の信頼も厚かった。

一方太平洋戦争中、大政翼賛的閉塞状況の中で、東條英機に対抗する勢力は、倒閣のための手立てをほとんど失っており、結局天皇・宮中を味方につけない限り倒閣は不可能と考えるようになる。東條と対立する近衛文麿や岡田啓介らは、昭和天皇と直接意見交換可能な勢力である他の重臣や皇族の取り込みをはかり、天皇・宮中から東條を引き離すことに成功、重臣・皇族は天皇権威を背景に政治の実権を握る。終戦工作は、この重臣・皇族らが中心となって行っている。つまり、太平洋戦争中は、昭和天皇の政治家としての位置が上昇し、天皇親政的な色彩を帯びるようになっており、政権の維持も奪取も天皇の信任が大きなポイントとなっていたのである。

1945年（昭和20）8月の敗戦前後、国家機構が混乱するますます天皇親政の要素が強まる。東久邇宮内閣の選定は内大臣と枢密院議長のみで行い、天皇が裁可しているように、敗戦前後において天皇・宮中の政治集団としての位置は最高点に達していた。

1945年9月、終戦文書調印をめぐる日本の政治状況においても、天皇親政の要素は散見できる。「天皇及び政府代表」の重光葵は、調印前日に天皇に「内奏」をし、アメリカ軍進駐に関しての「御下問」を受ける。これに対し「米国は東京地区に第八軍（横須賀に海兵、カノリに海兵）、京都地区に第六軍、朝鮮南部に第十一軍を進駐せしむる予定の如し。／政治顧問は好まず、マッカーサー自身にて当分軍的に処理し度希望にして、マ自身は東京進出、旧米国大使館に移転の意向なり。四千の兵を卒る、第一ホテルを占拠す。／我方としては敵側の要求を俟つことなく、自主的にポツダム宣言の内容を実現し、問題の起きた時に敵と交渉する大体の腹案にて進むべし」と詳細な返答をしている。

終戦文書調印後、重光外務大臣はまず東久邇宮内閣総理大臣に報告し、その後総理大臣・梅津美治郎参謀総長とともに参内、報告奏上をした。そこでは、「陛下より御嘉賞の御言葉あり、御安心の御様子なりし。軍票問題も解決したことを申上げたり。／陛下より、記者に対し、軍艦の乗り降り等は如何なりしやと御慰問の御尋ね等あり。先方も注意し呉れたることを奉答し、先方の態度は極めて適切にビジネスライクなりしこと、特に友誼的にはあらざるも、非友誼的ではなく淡々たる態度なりし印象を申上ぐ」といったやりとりがあった<sup>13</sup>。調印前後の「内奏」・「御下問」から、「天皇の代表」として調印を行うという儀礼的意味が理解でき、またそこで交わされた会話の内容は、アメリカ軍の進駐見通しや軍票問題など当時の懸案事項に踏み込んだものであり、天皇が政治の細部にわたり政府の見解を問いただしている姿もみてとれる。

1947年（昭和22）に昭和天皇がアメリカに対してメッセージを送り、沖縄の長期占領を求めたとされる「沖縄メッセージ」も、敗戦前後に高まっていた天皇親政的色彩が背景にあると思われる。

しかし、日本国憲法が施行されて以後、昭和天皇の政治家としての位置はどうなったのだろうか。敗戦後、天皇親政を可能にしていた要素は次々となくなっている。最高国策決定機関としての御前会議は消失し、新憲法下では宮中に後継内閣首班選定権はなくなっている。また天皇を補佐する機関であった枢密院・内大臣府なども廃止され、天皇の私的情報源であった華族や直宮以外の皇族も特殊身分を剥奪された。このように、太平洋戦争中に高まっていた天皇親政も、敗戦後数年をたたずして、それを維持する政治的基盤のほとんどを失っていたのである。

## 2、芦田均内閣による象徴天皇制の推進

芦田均内閣は、日本国憲法に基づく、天皇不執政を徹底させた象徴天皇制を推進しようとした内閣であり、この芦田路線が定着していれば、日本国憲法の天皇条項通りの天皇不執政が戦後政治において実現していたと思われる。

芦田均は、日本国憲法の制定過程に深く関与しており、現実の政治に日本国憲法の理念を忠実に再現しようとする意識が強い。例えば、片山哲内閣において外務大臣として入閣すると、戦前からの慣習として戦後も続けられていた「内奏」・「御下問」を廃止しようとする。それは、「新憲法になって以後、余り陛下が内治外交に御立入りになる如き印象を与へることは皇室のためにも、日本全体のためにも良いことではない」<sup>14</sup>と考えたからであった。

しかし、昭和天皇は外務大臣の「内奏」を強く望み、侍従次長を外務次官の許に派遣して「陛下は外交問題について御宸念遊ばしてゐる…外務大臣が内奏に見えないのか…見えるなら土曜日でもよろしい」と伝えさせた。1947年7月22日、新憲法下における外務大臣の「内奏」に疑問をもちながらも芦田は参内、「三十分余り、アメリカ国務省の対日平和予備会議の件、Truman Doctrine, Marshall Plan, 中共と國府との衝突、Wedmeyer の支那派遣等に亘る解説を」「内奏」した。これに対して、昭和天皇は「米蘇関係は険悪であるといふが果してどうなるのか」と「御下問」をはじめた。芦田は「Mr. Vaughn が General MacArthur の説として申したことは米ソの開戦は possible ではあるが probable ではない」と答える。その他に昭和天皇は、「日本としては結局アメリカと同調すべきでソ聯との協力は六ヶ敷

いと考へるが」、「先達で Bullitt が来て共産党のことを攻撃して行つたが…共産党と言つても我国では徳田の如きさへ神宮では鄭重に礼儀をつくしたといふからロシアの共産党とは全く同一ではないと思はれる」という「御下問」を芦田外務大臣にしている。

この「御下問」は、質問の域を越え、米ソ対立が顕在化するなかで日本はアメリカとの外交関係を基調とすべきといった天皇の意志を内閣に表明する場ともなっている。天皇は、日本国憲法が施行されてもなお、内閣による「内奏」・「御下問」を存続させ、天皇の意志を内閣に伝えようとする。これは、天皇の君主意識から生まれている行動であろうと思われる。

しかし、片山哲内閣の後を襲った芦田均内閣は、天皇の意志に反しても内閣の重要政策の一つとして、象徴天皇制を推進しようとした。芦田内閣が象徴天皇制を推進するために行おうとしたことを整理すると、以下の3点にまとめられる。第一に天皇不執政の原則を徹底させるために、閣僚「内奏」を行わないこと、第二に戦前・戦後の宮中の違いをはっきりさせるために、宮内府長官・侍従長という宮中の首脳を同時に交替させ、宮中の人事を刷新すること、第三に道義的責任をとるため天皇に退位を求める事と、その手段の一つとして新宮内府長官に天皇退位論者である田島道治をもってくこと、である。

昭和天皇は、当然のごとく、この3項すべてに抵抗をみせた。1948年（昭和23）5月10日、芦田首相は参内し、この内閣の方針を天皇に話した。まず、宮内府長官人事について、「田島道治を推薦」したいと言うと、天皇は「明後日森戸文部大臣と田島とが来る筈だから、其時によく話した上で自分の考を述べよう」と即答を避けた。天皇は、宮中首脳の同時交替にも、田島道治新宮内府長官案にも反対であった。さらに芦田は、「新憲法によつて国務の範囲が限定せられ、旧来のように各大臣が所掌政務を奏上致さないことにになりましたが、然し陛下に対する閣僚の心持には毫末も変りはありません」と閣僚「内奏」の廃止を天皇に直接話す。これに対し、天皇は「それにしても芦田は直接に宮内府を監督する権限をもつてゐるから、時々来て話して呉れなくては」と抵抗し、首相「内奏」だけでも残そうと懸命であった<sup>15</sup>。芦田は閣僚「内奏」を廃止するかわりに首相「内奏」だけは残すこと同意した。

その後天皇は、露骨に芦田内閣に対する不信感を芦田に表明するようになる。例えば、マッカーサーは野党政権を喜んでいない旨を芦田首相が天皇に言うと、天皇は意外だというような顔色をみせるのだった。また当時野党であった民主自由党の吉田茂は、マッカーサーに書簡を送り、芦田内閣による宮中人事の刷新を止めようとし

た<sup>16</sup>。吉田茂は、元内大臣牧野伸顕を岳父にもち、戦前から宮中に近い関係にあった。

しかし、芦田内閣は天皇の抵抗をよそに、方針通り宮中人事を行う。内閣に対する不信感を天皇から受けてもなお、象徴天皇制路線を推進できたのは、これこそが皇室・国民のためであるという芦田均首相の強い信念によるところが大きい。また、宮中には田島新長官の他にも、天皇退位を主張する元内大臣木戸幸一の盟友である松平康昌や、天皇退位を当然視する直宮もおり、宮中では一時期天皇退位論が大きな勢力をもっていた。

ただ、芦田内閣は昭和電工疑獄事件の責任をとる形で、1年も満たないうちに退陣することになる。芦田内閣が推進しようとした象徴天皇制路線を定着させるためには、あまりにも短命であった。

### 3、吉田茂内閣による立憲君主制の推進

芦田内閣退陣の後、政権の座についたのは、野党であった吉田茂民主自由党であった。この保守政党内閣は、芦田内閣が敷いた天皇不執政・天皇退位を原則とする象徴天皇制路線を継承せず、立憲君主制＝「臣茂」路線を推進する。

吉田は、天皇を中心とする国民統合の推進は、日本国憲法の精神でもあるとする。つまり、「日本民族の国民的観念として、皇室と國民とは一體不可分である、と私は信ずる。憲法に謂う『天皇は國民の象徴、國民統合の象徴』という字句は、皇室と國民の一體不可分性を明示していると、私は解する。父母を同じくするもの家をなし、祖先を同じくするもの集って民族をなし、國をなす。皇室の始祖はすなわち民族の先祖であり、皇室はわが民族の宗家というべきである。換言すれば、わが皇室を中心として、これを取り巻く家族の集團が、大和民族であり、日本國民であり、これが日本國家を構成しているのである」<sup>17</sup>と主張する。皇太子立太子礼のおり、吉田はわざわざ「臣茂」と自己のことを呼び、皇室と國民の代表との関係を「君主」・「臣下」と表した。

また、天皇退位のタイミングとしてサンフランシスコ平和条約締結以後、占領政策の終結を以てすることが、一般的な理解であったが、吉田は天皇の退位に反対し、平和条約締結後、退位論者である田島長官を呼び、天皇退位を求めないことを最終的に伝えた<sup>18</sup>。

さらに、首相・閣僚が「内奏」をし、天皇の「御下問」を受けることにより、天皇との意志疎通をはかることでも芦田内閣以前に戻した。芦田内閣では、天皇不執政を実行するために閣僚「内奏」を行わず、首相「内奏」のみにしようとしたが、吉田内閣以降は守られていない。

鳩山一郎内閣でも、閣僚「内奏」を行っていることが

資料的に確認できる。外務大臣の重光葵は、要所要所で「内奏」を行い、天皇の意志表明を含む「御下問」を受けている。

1955年（昭和30）5月23日、重光外相は参内して「内奏」を行い、「陛下〔下〕、事の外時局を御心配。将来の国運を憂慮」<sup>19</sup>する。同年6月14日では、鈴木九万大使認証式の前に天皇に会い、「天皇陛下より外交主要問題に付て次ぎ次ぎに御下問、一時間半に亘る。御激励の御言葉」<sup>20</sup>があった。認証式という国事行為の時をつかまえて、天皇と外務大臣は会談し、1時間半もの長時間をかけ、認証式とはあまり関係のない様々な外交問題について意見交換をはかっていたようである。

同年8月20日、重光外相は那須御用邸に行き、「控室にて入浴、更衣」の後、「昼食を賜はり、一時過参入、拝謁」、「渡米の使命に付て縷々内奏」した。天皇より「御下問」があり、「日米協力反共の必要、駐屯軍の撤退は不可なり、又、自分の知人に何れも懇篤な伝言を命ぜら」<sup>21</sup>れた。この重光外相アメリカ訪問直前の那須御用邸での「内奏」・「御下問」は重要な問題を含んでいる。渡米の使命を聞いた天皇は、日米が協力して共産主義陣営にあたること、駐留アメリカ軍の撤退は「不可」であると重光外相に伝えている。質問の域を越えた天皇の意志が、渡米直前の外相に直接伝えられたのである。

外相は帰国すると、9月28日に参内し、天皇に「帰朝内奏」を行っている。「渡米報告、華府会談、マッカーサー会見、外交一般問題」<sup>22</sup>とのみ記述されているため、そこでかわされた具体的な会話の内容はわからないものの、渡米前の「内奏」・「御下問」に関連する報告もそこに含まれていたと思われる。

昭和天皇と重光外相との間には、戦前からの付き合いもあって、「君臣情義」が形成されている。11月16日、外相辞任にあたり最後の「内奏」・「御下問」を行った。そして天皇より「『脚は此頃痛みはせぬか』『元気にやつてほしい』『体に注意をせよ』と繰返し御言葉を賜は」り、「『陛下もどぞ御大切に願上げます』と申上げて」退出した。重光は、この光景を「日記」に記した後、「君臣父子の情義である」<sup>23</sup>と書いている。

このように、鳩山内閣のころになると、芦田内閣が推進しようとした閣僚「内奏」の廃止が守られておらず、渡米前の外相に対して反共問題、駐留米軍問題での天皇の意志が直接伝えられているように、「御下問」の内容も質問の域を越えた政治色の強いものであったことがわかる。また、「内奏」・「御下問」を繰り返すことにより天皇と閣僚との間に「君臣情義」が形成されていることもみてとれる。

#### 4、佐藤栄作内閣における立憲君主制の定着化

『佐藤栄作日記』を通読すると、天皇と佐藤首相との間に「君臣情義」がしだいに形成され、それにともない当初「内奏」も天皇の国事行為に関する助言の機会を捉えて行っていたものが、国事行為と関係なく政務の「内奏」を行うようになっていった過程が読み取れる。佐藤栄作長期政権は、戦後政治において一般政務の「内奏」・「御下問」が定着し、天皇と内閣との間に改めて「君臣情義」が構築されている点で重要な内閣であったと位置づけられる。

佐藤栄作首相は、政権担当当初、「内奏」は形式的なものと認識していたようである。しかし、天皇から相当踏み込んだ、幅広い分野にわたる「御下問」を受け、「感激」し、「内奏」に力が入っていく。「内奏」・「御下問」は1時間から2時間にもわたることがあり、その結果国事行為である認証式が遅れることもあった。ただ、1965年（昭和40）ころは、認証式や文化勲章など天皇の国事行為にあわせて一般政務の「内奏」に話が及ぶのがほとんどで、一般政務のみの「内奏」は、恒例となっている8月の那須御用邸でのもの以外行われていない。

昭和四十年 一月十八日 月（前略）十一時宮中に陛下に報告をする。大変熱心にきかれるので、一時間と十五分、大変な長説明となった。尚昨日は酒十本を下賜する。その上今日は皇后様から御菓子をいたゞく。更に皇太子殿下のもとで記帖挨拶する。（後略）<sup>24</sup>

昭和四十年 五月十九日 水（前略）尚午前十時半から臼井君の認証式を行ふ。陛下から意外に多くの御下問あり、小一時間後式を行はせらる。

昭和四十年 六月三日 木 十時から組閣に入る。（中略）五時参内。内奏を終了して認証式を六時十分に終了。陛下から文部、厚生、農政、経済、外交等各般に亘り御下問あり。御関心の程を拝して感激する。（後略）

昭和四十年 八月二十七日 金 閣議。沖縄の報告をした。丁度ニクソンが来日したので、閣議前約四十分懇談した。彼氏は南方諸国を経て濠州から帰国するとか。元気な処を見せた。列車で那須の御用邸に伺候し、沖縄の報告をした。一時間半詳細に報告申し上げた。那須から軽井沢迄四時間半。

1966年（昭和41）になると、佐藤首相は多岐にわたる

ことを「内奏」するようになり、天皇も率直な意見を伝えるようになる。4月25日に叙勲者の「内奏」のために参内するも、「ストの問題、教育の問題、景気の問題等等話はつき」なかった。6月28日橋本登美三郎官房長官の認証式の「内奏」のとき、「内奏は単簡だが三里塚空港、国会（臨時国会）、台風等、御下問も多いので約一時間」も話ををする。

天皇は、人事に問題があると佐藤首相に「とがめ」のようなことを言う。8月6日「内奏。次々に御下問ありて約一時間。最高才人事が新聞に盛に書かれた事をとがめられ、ほんとに恐懼」し、「田中彰治事件亦頭を下げる」。10月14日には、荒船清十郎運輸大臣の「急行列車」発言をめぐり更迭が決まった後、「八時半藤枝を私邸に招致して運輸大臣をきめ、九時参内。九時半から内奏。荒船に失敗しただけにほんとに御下問に対しては只頭を下げるのみ」と、また天皇に人事の失敗を謝っている。

1966年は他に10月20日の文化勲章の「内奏」、叙勲の中間「内奏」のとき、「一応の御承認を得」た後、「その後今日の党情、荒船、上林山等の御下問に奉答。廿一日ストの概況、川島帰国後の報告」をする。10月31日にも参内し、秋の叙勲の「内奏」をしているが、「併て最近の政情につき上間に進達する。即ち上林山事件、共和製糖、バナナ事件等。又、中共の核実験につき上奏」した。

1966年では、認証式や文化勲章など天皇の国事行為の機会の前後に一般政務の「内奏」を行っていることは前年と同じであるが、天皇が人事の失敗について「とがめ」たり、前年以上に政情についての「内奏」が行われていることが理解できる。

1967年（昭和42）には「内奏」・「御下問」の内容が選挙情勢など、より政治色の強いところにまで及んでおり、国事行為と直接関係のないときにも「内奏」している。また「内奏」・「御下問」を繰り返すうちに、天皇と首相との間で「君臣情義」が形成されつつあることもみてとれる。

4月21日春の勲章で「内奏」した後、「東京知事選を初め全国地方選の経過の報告や、景気その他につき一時間半に亘り御下問に奉答」した。6月22日には、「中東問題から中共の水爆、紅衛兵問題、更には小生の外遊計画、国内経済状態等各般に亘り約一時間」「内奏」している。8月30日には恒例の那須御用邸での「天皇陛下、皇后陛下の天機奉伺並に近況内奏」を約2時間行った。

9月19日には、「山形、栃木、神奈川、静岡、山梨、富山、岐阜、滋賀、和歌山、香川、鳥取、鹿児島各県知事が自治相の司会で陛下に内奏」している。県知事による地方情勢報告が宮中で行われ、それが単なる「拝謁」ではなく「内奏」であると首相が認識しているところが

## 戦後政治における昭和天皇の位置（後藤 致人）

興味深い。「陛下殊の他御機嫌」であったという。この県知事による「内奏」は以後佐藤内閣では継続的に行われている。

10月、佐藤首相は東南アジア訪問をするが、出発前の10月2日には「約一時間東南アジアの状勢を報告」し、10月23日には帰朝報告をしている。

11月、佐藤首相は沖縄返還に関する交渉のためにアメリカ訪問をする。糸余曲折の後、共同コミュニケを発表するが、その成果をみて佐藤首相の脳裏に浮かんだのは天皇に報告している自身の姿であった。

昭和四十二年 十一月十五日 水（前略）五時十五分からホワイトハウスでジョンソンと二度目の会談。コムミニケが出来た後だから話はすぐにもすむかと予想してた処、大統領は経済協力について話をほりさげ、なかなかゆづらない。遂一時間と三十分余となる。大団円までには迂余のあるものだ。然し共同コムミニケは東京にも直ちに報告され、まづまづの処か。もともと『きよほうへん』を度外視して只最善を尽したのみ。出来栄は後世史家の批評にまつのみ。陛下への報告が出来る事を悦ぶ。

沖縄返還という日本外交において重要な出来事を前に、佐藤首相は歴史家と天皇にその成果を認められたかったことがうかがえる。佐藤首相は、帰国すると早速天皇と皇太子に外交の成果を「内奏」した。

昭和四十二年 十一月二十一日 火（前略）十一時宮中に陛下に内奏。陛下御感一入、次々に御質ねあり。一時間余に亘り、次の御予定にもさわるので一時間余できり上げる。御酒、皇后様から御菓子を下賜さる。感激の至り。皇太子殿下に記帳に参入した処特に御招きあり、約一時間これ亦沖縄問題中心に報告。一時をすぎて官邸に帰る。（後略）

「内奏」・「御下問」を繰り返すうちに、天皇と首相との間で「君臣情義」が形成されており、沖縄返還を前に佐藤首相の「陛下への報告が出来る事を悦ぶ」という言葉からは、天皇に対して政治的責任を負っているという錯覚を抱いていたことも推察出来る。

1968年（昭和43）も内政・外交全般にわたり、率直な意見交換が天皇と首相との間で交わされている。2月2日、天皇がベトナム情勢を心配している様子なので、国事行為とは関係なく、佐藤首相は「内奏」に行く。

昭和四十三年 二月二日 金 ベトナム各地でベトコン

荒れる。日本海にも米艦三十隻集まり騒がしい。陛下も大変御心配の御様子なので、二時に内奏して、我国のこれ等に対処する態度並に真相をつぶさに内奏する。尚、その際吉田茂先生の写真帖を献上。

2月23日には倉石忠雄外相更迭をめぐり「内奏」、「お上から倉石発言や一般経済情勢、ベトナム、韓国問題等多岐に亘りて御たづねをうけ」た。5月7日にも参内し、「陛下から国会の模様等御下問をうける」。8月12日夏季恒例の那須御用邸での「内奏」は1時間半に及び、「後、寛子と二人で天皇皇后両陛下に御めにかゝ」った。9月26日は、一般政務報告のために参内、「特に学生運動に力を入れて内奏」した。学生運動が激化するなかで、佐藤首相の「内奏」にはこの件に関するものが増えていく。

12月26日の年末には閣僚が揃って「内奏」をした。

昭和四十三年 十二月二十六日 木（前略）各閣僚ともはりきり時間をオバーして内奏。御上も大変よろこんでおられた。二時半から約一時間半单独拝謁。一般政情、殊に学生問題を中心内奏。充分の決意は出来て居ますが、今暫らく事情の経過を見る事とすると御話して退下。

1969年（昭和44）、佐藤首相の「内奏」は学生運動が中心となっている。1月11日には、東大の大学紛争をめぐる秩父宮ラグビー場での大学当局と学生との集会が「内奏」されている。「十時からは石田新長官の親任式が行はれるので参内。一昨夜並にラグビー場に於る学生の会同の内奏に力が入る。少しは明るい見通しのある事を内奏した」。4月22日春の叙勲の「内奏」のために参内、「併せて文教問題、米艦の日本海に於ける活動状況、更に又四月二十八日デモ対策等言上」した。7月2日は外交、内政等全般について「内奏」するために参内、「内奏」1時間半、「御下問」30分にもわたるものであった。

夏季恒例の那須御用邸での「拝謁」ではこの年衆参両院議長二人も参加し、行政と立法のトップが天皇の避暑地にご機嫌伺いに参上している。8月7日佐藤首相は「天皇陛下に国会審議や内外政治の現下の問題につき内奏。経済の成長持続のもとで、一番の問題は何といつても大学問題。無理をした御わびやら今後の進め方など御話する。沖縄返還問題は最近の日米経済合同委員会のロジャーズ長官との話を中心に進める。御感心が特に深い。約一時間と十五分。終って寛子も拝謁を賜り、その際は皇后様も御一緒。大変面目を施し退去」した。大学紛争解決のために警察権力を強力に動員したことに対する御わびしており、天皇に対して首相は政治的責任を負っている

という自覚はここでもみられる。

9月16日侍従長後任人事のために参内、入江相政が裁可される。そのとき同時に日米交渉、大学問題、物価問題等を「内奏」した。前回8月の「内奏」から一ヵ月強しかたっていなかったが、佐藤首相としては「久しぶりに内奏」という感覚であった。翌17日には、12府県知事による「内奏」があった。

11月12日、「対米交渉の心ぐみ」に関する「内奏」を行っている。「丁度一時間半の長い間、陛下は一々うなづいて上奏の内奏を静かにかみしめられる。感激の内に退下」した。11月28日の「内奏」では、「解散も御耳に入れ」た。佐藤首相は、天皇に対しては政治的「腹芸」も存在しないがごとく率直に話している。

1970年（昭和45）は、外交関係の「内奏」が中心となっている。そして首相と天皇のやりとりがますます親密なものとなり、天皇訪欧問題では閣僚と相談する前に天皇に直接はかるのであった。

4月24日春の叙勲に関する「内奏」のおり、「中共問題や『よど』号事件、ソ連万博のイシコフとの安全操業問題や春斗、それから物価問題等」もあわせて「内奏」し、5月7日叙勲の伝達式の途中に「中共の人工衛星、カンボヂヤ問題等」を天皇に「内奏」した。

6月22日には「近事を内奏」するために参内、内容は「その一は安保問題、その二は日米総合問題、その三は治安問題から物価、公害、経済の見通し等」であった。しかし、「内奏」したうちの日米総合問題では、事態が急変し、結果として誤った「内奏」となってしまったらしい。6月25日「早朝ロンドンから架電。日米交渉デッドロックになり、大統領、総理で何とかならんかといつて来たが、今回はこれまでらしい。何か手はないかと牛場次官に電話するが、保利や福田君等も華府の交渉経過をキャッチしており、十時から三人で事後処理を議する。結局決裂の文字こそ使はぬが決裂であり、一寸立法を阻止する方法なし」、そこで首相は、「この間の事情を、陛下に御報告する」ために参内したのであった。

8月24日恒例の那須御用邸での「内奏」は、「まづ万国博の成功から外国への影響の感じを。次に最近福田君が内奏した事につき、やゝ樂観の事情を御話し申し上げたと感じたので、経済界の問題点、即ち最近の賃上げと物価との干係、更には金融引しめ等内外の情勢を説明し、又中共問題や米ソの関係など、又中近東やソ連条約等」多岐にわたった。天皇と首相のやりとりは、ますます率直で親密なものとなっている。

9月30日は12道県知事による「内奏」で、この年は皇太子も参加した。10月16日佐藤首相は、天皇訪欧を直接天皇に打診している。これは閣内でも秘密にしていたこ

とで、まず皇太子から天皇にこの件を話してもらい、この日首相自ら天皇に話したのである。閣僚と話し合う前に、天皇と直接訪欧問題を交渉していることをどう考えればいいのだろうか。政権担当が長期にわたり、天皇と佐藤首相の間に「君臣情義」が形成されており、このような親密さが、天皇訪欧という重要外交案件をまず天皇に直接はかるという行動にでたと考えられる。この日は「小生の国連出席並に同演説の内容にふれ、更に華府に於けるニクソン大統領との話合ひにまで及ぶので、約一時間と四十分、長い話をし」といる。

12月21日、佐藤首相は「ゆっくり一時間内奏。御下問もあるが、昨日佐藤一郎君が経済干係につき内奏したばかりの由で、沖縄の不祥事や日米総合問題等」を中心に「内奏」した。

1971年（昭和46）は、天皇訪欧が話題の中心である。また天皇は、沖縄問題をはじめとする日米関係とともに、台湾問題に関心をもっており、中華人民共和国と国交正常化したとき、台湾との関係をどうするのか、佐藤首相に説明を求めている。

1月18日、「午後一時半から約二時間を内奏。陛下の御心配は台湾の処遇にある様子で、只今の処何等変化のない事を話し、その他外交、内政全般に亘る。陛下もボツリボツリと御尋ねがあ」った。

5月19日、湯川盛夫駐英大使が天皇訪欧の準備のために帰国する。佐藤首相は湯川大使が翌日「内奏」すると聞き、「御訪英の件は内奏後の模様で再度会ふ事と」したように、天皇の意向に極力配慮しようとする。

5月27日、学士院賞並に恩賜賞授賞式のおり、天皇より「秋田自治相の事故の御見舞の御言葉をいたゞき感激にたえ」なかった。そこで佐藤首相は、「早速本人に御言葉をたえ、自治省次官が宇佐美君へ御礼言上並に最近の経過報告をする。感激そのもの」であったという。重光元外相のいう「君臣情義」の光景がここにもあった。

8月2日那須御用邸で「内奏」、「全日空と自衛隊機の接触から一六二遺体の処理、更には対策本部、米軍、自衛隊、民間の三者一隊の空の守りで交通安全対策、更には国内景気動向、米中干係、中共国連加盟等盛況山な内奏内容」であった。また佐藤首相は、「陛下の御元気な御様子にすっかり大よろこび」する。

9月4日、天皇訪欧につき福田赳氏外務大臣を最高責任者とする随員一同に「御陪食」があり、その後佐藤首相と福田外相は「中国問題や弗問題」についての「内奏」を行った。訪欧に関し、佐藤首相の天皇に対しての配慮は並大抵のものではなかった。9月17日、福田外相が、「帰国後の臨時国会もあるので、陛下の随員は途中で代り度いと」佐藤首相に言った。佐藤首相は一旦は「これ

も一理か」と思うが、9月23日宮中に行き、宇佐見宮内庁長官に福田外相を臨時国会対策上途中でとりかえる事の可否につき意見を聞いた所、消極的意見であったことから、「陛下に御願する事はとりやめ」ている。この日の「内奏」は、国連での中共問題並に台湾の取り扱い方、ドル問題などであった。10月27日、叙勲の「内奏」のときも「最近の国連の動き方、中共加入が主題で、今後のあり方について台湾等」外交問題を中心に「内奏」している。

天皇の訪欧は、決して相手国民衆から歓迎されたわけではなかったが、天皇は自信を深めたようで、次は訪米に意欲を燃やす。しかし、12月31日の「内奏」では、佐藤首相は「陛下には多分に御訪米の御意向があるよう伺はれるが、国内の様子等考へるとニクソン大統領を迎へる情態には自信がないので言葉をにご」した。

1972年（昭和47）は佐藤内閣退陣の年である。「君臣情義」も最高潮に達している。佐藤内閣にとって最も輝かしい式典である沖縄復帰記念式典も、佐藤首相の意識のなかでは、天皇を中心とする行事に写っていた。

昭和四十七年 五月十五日 月 九時四十分公邸発、沖縄復帰記念式典を十時半から武道館で一万余人のもとで行ふ。小生が主人で、天皇皇后両陛下の御先導から初まり、式辞も涙の内に終わり、陛下の御言葉を賜り、又アグニュー副大統領から返還（施政権）書を、又祝詞を貰い、来賓として衆参両院議長並に最高才長官と型の如く終り、沖縄並に本土青年代表の男女二組が若人の誓いをのべ、小生の日本国並に天皇陛下の万才で堂もゆれる様な齊唱で閉づ。更に陛下を御先導して御見送り申し上げる。連絡して一時から急に参内。陛下に御祝の言葉を申し上げ、その他御下間に御応して退下。約一時間。（後略）

そして、6月19日佐藤首相は参内し、「党内事情を内奏」した上で、天皇に「辞任の御ゆるしを願」った。そのとき宇佐見宮内庁長官に天皇皇后の写真をもらいたいと伝え、7月7日「陛下におねだりして両陛下の御写真をいたゞく」のだった。

佐藤首相は、政権当初「内奏」は形式的なものであると認識しており、また「内奏」が必要なのは、日本国憲法が規定する天皇の国事行為の範囲内であると考えていたようである。しかし、天皇の熱心な「御下問」を受けるうちに、「内奏」も国事行為の場面を離れて行うようになり、保守革新の対立が鮮烈な高度成長期にあって内閣としての考えを率直に天皇に話すようになる。退陣にあたり「陛下におねだりして両陛下の御写真をいたゞく」

いたことからもうかがえるように、天皇と首相との間には「内奏」・「御下問」を繰り返すうちに「君臣情義」が形成されており、人事の失敗などで天皇に首相が謝っている姿からは、天皇に対して政治的責任を負っているという錯覚もみてとれる。

昭和天皇もまた、長く政権を担当し気心が知れるようになった佐藤首相に対して、「御下問」を通じ率直に政治的意見表明をすることに慣れていったようである。昭和天皇は、佐藤長期政権を通じて、保革対立に揺れる保守政権を励まし、保守政治の精神的核とすら言える存在に成長していった。

## 5、閣僚「内奏」の実態

閣僚「内奏」は、鳩山内閣以降も慣習として続いている、「御下問」では首相「内奏」と同等に相当突っ込んだやりとりが天皇と閣僚との間にあり、ここでも「御下問」は質問に留まらない、天皇の政治意志表明の場であった。

福田赳夫が、日米安保改定問題で揺れていた第二次岸内閣の農林大臣であったころ、天皇より次のような「御下問」があったと回想している。「時に福田、これからは國務大臣として聞くが…福田、今のわが国の治安状況をどのように見ておるか」<sup>25</sup>。天皇の「御下問」が当該の国事行為から逸脱した内容に及ぶことは、例えば重光外相の「内奏」・「御下問」をみてもわかるが、農林大臣の所管事項を離れ、国内治安について意見を聞くところまで逸脱している点で、この「御下問」は注目される。「國務大臣」と断っているのであるから、公務を離れての「雑談」ではない。天皇の論理として「國務大臣」であるから、内閣の一員として所管事項を離れて政務一般の意見を聞くことができると考えている点に注意したい。また、その國務大臣に対して「福田」と呼び付けていることからみても、「君主」が「臣下」である大臣に国内治安に関する意見を求めているという姿が浮かんでくる。天皇の意識として、日本国憲法下においても、天皇と個別大臣との間には「君臣関係」が存在すると理解していたと捉えられよう。

また、天皇の閣僚に対する意見表明が現実の政治に反映された例として、1971年（昭和46）円切り上げをめぐる「内奏」・「御下問」をあげることができる。第三次佐藤栄作内閣の大蔵大臣水田三喜男は、8月20日那須御用邸で円切り上げの「内奏」を行い、次のような「御下問」を天皇より受けたと後に述懐している。「景気対策として公債政策をとることになると思うが、その場合、物価との関係をどう考えているか。不景気でも物価は高いのだから、景気対策をやったら物価はもっと高くならない

か。欧州の各国がみんな変動為替相場制をとるようになつたら、わが国だけ今のままにやってはいけないので、変動相場制をとることになろうと新聞が書いているが、それはどうか。円の切り上げをすることは、円が強くなつたことであり、つまり日本の国がよくなった事だと考えるわけにはいかないか。円切り上げを国内では何か非常に暗いことのように言っているが、日本国評価が国際的に高まり、いいことであると思う。そういう明るい面を国民に知らせる必要があるのではないか。水田はどう思うか」<sup>26</sup>。

佐藤内閣は、6月4日に「円切り上げ回避のための八項目対策」を決定しており、円切り上げは、輸出産業の危機であり、1ドル=360円レートは死守するとの姿勢を示していた。特に大蔵省で、国際金融に大きな影響力をもっていた柏木財務官が360円死守論を堅持していた。しかし、8月15日（アメリカ時間）、ニクソン大統領が新経済政策を発表、金・ドルの交換一時的停止を発表する。ヨーロッパでは外国為替市場を閉めて対応するも、日本政府は円切り上げを回避するために東京為替市場を閉めず、平価堅持のためにドル買いを行い、それは8月28日まで続けたのである。つまり、天皇に水田蔵相が「内奏」した8月20日は、大蔵省では円切り上げ回避論が大勢だったのである。天皇の円切り上げ容認論は水田蔵相を勇気づけ、水田蔵相は天皇の言葉を受け9月に「国民の皆様への訴え」として円切り上げの明るい面を国民に説明している。

ところで、佐藤首相がニクソン声明に関して「内奏」したのは、水田蔵相「内奏」の3日後である。『佐藤栄作日記』には、「昭和四十六年八月二十三日 月 九時三十六分発の列車で那須の御用邸に参内。拝謁の後ニクソン北京訪問、国府の国連議席確保、更にはニクソン声明など近時のショッキングな出来事につき詳細内奏。尚結論としては今夜帰国する柏木顧問の話をきいた上で処置すると内奏」とある。となると、天皇が水田蔵相に円切り上げ容認論を主張したのは、佐藤首相に会う前であり、首相の頭越しに天皇の経済的見解が大蔵大臣に伝えられたことになる。また、天皇の経済観念は、少なくとも佐藤首相の意見によって形成されてはいなかったことにもなる。

天皇は、防衛力整備についても、防衛庁長官に自らの意志を直接伝えている。1973年（昭和48）5月26日田中角栄内閣の増原恵吉防衛庁長官は、駐スードン大使らの認証式に侍立した際、天皇に防衛問題を「内奏」し、次のような「御下問」を天皇より受けている。「近隣諸国に比べ自衛力がそんなに大きいとは思えない。防衛問題はむずかしいだろうが、国の守りは大事なので旧軍の悪

いことは真似せず、いいところを取り入れてしっかりやってほしい」<sup>27</sup>。

増原長官は感激し、思わず記者団にこの天皇の言葉を伝え、大問題となる。「内奏」「御下問」の内容を外に漏らさないことは、当時政府内部で暗黙の了解としてあり、それを忘れて思わず記者団に口外してしまったのは、よほど感激したからであろう。水田蔵相の時も同じであるが、保守政治家にとって、天皇の言葉は、金科玉条のような重みがあると認識していたことが察せられる。保革対立が鮮烈であった高度成長期において保守政治を推進する上で天皇の励ましの言葉は、これ以上ない勇気づけであったと思われる。

以上のように、高度成長期、保守革新の対立が深刻になるなかで、昭和天皇は保守政治の精神的核として首相・閣僚に支持を与え続け、勇気づけていた。認証式や「内奏」「御下問」を通じ、天皇と首相・閣僚との間には「君臣情義」が形成されており、内閣は天皇に対して政治的責任を負っているという錯覚にも陥っていた。

## 6、立憲君主制路線に対する批判

芦田均内閣が進めようとした日本国憲法が規定する天皇不執政に基づく象徴天皇制路線が定着せず、第二次吉田茂内閣以降、天皇と内閣の関係を「君臣関係」と事实上位置づける立憲君主制路線が高度成長期に定着したことに対し、革新・保守両陣営から批判がなかったわけではない。

前述した増原恵吉防衛庁長官問題で、政治内容に踏み込んだ「内奏」「御下問」が行われていたことが表面化すると、革新陣営から天皇の国政関与に対して批判が起き、国会でも取り上げられた。その結果、田中内閣において、天皇不執政が改めて表明されることになる。しかし、日本国憲法であいまいでいた政体規定と元首の存在について、本稿の冒頭にふれたように、政府見解として政体は立憲君主制、元首は天皇であることも事実上表明しているのである。革新陣営から天皇の国政関与を批判されても、憲法の天皇条項から遊離して、第二次吉田内閣以来佐藤長期政権を経て保守政治に定着した天皇と内閣の「君臣関係」を白紙に戻すことはなかった。増原防衛庁長官問題で批判された「内奏」「御下問」は以後も続き、昭和天皇に対する内閣の「内奏」「御下問」は、天皇が倒れる直前の竹下登内閣成立まで続けられていたことが、資料的に確認できる。

一方、保守陣営からも立憲君主制路線に対する批判は存在した。中曾根康弘首相は、大統領制型総理大臣を進めるために、理論的に吉田茂以来続いていた立憲君主制路線を問題視する。中曾根が主張する「戦後政治の総決

## 戦後政治における昭和天皇の位置（後藤 致人）

算」は、様々な意味合いをもつが、その底流には吉田茂以来池田勇人・佐藤栄作によって受け継がれた保守本流の路線の見直しが、大きな骨格として横たわっている。中曾根は、その回想録で次のように述べている。

伊藤隆 中曾根さんがやったような大統領制型の総理大臣、そういうやり方は継承されなかったですね。

中曾根 私にいわせれば、いまの人は憲法や政治運営というものをよく勉強していないんですよ。日本の総理大臣は、吉田茂さんが「臣茂」といって以来、マインド・コントロールを受けているんですね。現在の日本の政治情勢を見ると、瘡蓋の上を行っていると思いますよ。

極端にいえば、たとえば天皇があのとき退位していれば、岸さんも政界に出ることがなかったかもしれない。そして、一皮剥けた新しい日本が出現していたかもしれない。しかし、対ソ政策として、日本を復興させるため、マッカーサーはそういう既成勢力を温存して共産主義に対決させようとした。それに対し、われわれも共産主義の勢いがひじょうに強かったので、ある程度は妥協して手を握らないといけないと考え、追放解除に賛成し、天皇制護持を堅持し、天皇在位や退位は天皇自らの自由意思で決めることだという姿勢をとってきたわけです。ソ連や共産主義のあれほどまでの脅威がなかったら岸さんも政界に出られなかっただかもしれない。

しかし、一方で、昭和天皇が在位したからこそ、安定を維持し、日本をここまで繁栄させることができたと思う。また、鳩山、大野、松村、河野、緒方、三木など諸氏の追放解除者の力があったからこそ日本は何とか持ちこたえることができ、繁栄への基礎をつくることができたと思う。そういう意味において、妥協したことはよかったかもしれないという判断もあり得ますね。はたしてどちらがよかったのか、いまの私にはまだ判断できませんが、たしかにいえることは、私の道徳観というか、政治家の良心というものによって、一度は基本的に存在の根底を反省し点検したことがあったということですよ。（後略）<sup>28</sup>

中曾根は、「日本の総理大臣は、吉田茂さんが『臣茂』といって以来、マインド・コントロールを受けている」として、吉田茂以来の立憲君主制路線を批判する。首相公選制を視野に入れて首相の権力強化を推進しようとする時、改めて天皇と内閣の関係も見直す必要がでてくる。中曾根が推進しようとした大統領制型総理大臣は、日本の政体を正面から議論する可能性を秘めていたと言えよ

う。

しかし、この中曾根の主張は、当時の総理大臣官邸内部でさえ異論があった。後藤田正晴官房長官は、総理大臣独断専行論に対して憲法の精神を持ち出して反対する。

（前略）ただ、そこでよく出てくるのは、総理大臣の権限を強化すべきではないのか、あるいは官邸機能の強化をやるべきであるということです。しかし、これがなかなか難しくて、その通り改革がやれていないとというのが実態ですね。（中略）

必ず出てくるのが、総理大臣に総合調整権ではなく指揮監督権を与えるという主張ですね、大きな事件があったときには必ず出てくるんです。

常識的には、総理大臣だから指揮監督したらしいじゃないかというのは当たり前だと思います。しかし、それはよほど慎重に判断をする必要があると私は思う。やはり憲法上の問題が一方にあります、同時にこの憲法上の問題というのは何故そうなってきたのか考えなければなりません。

この制度は基本的に明治憲法と同じなんですから、やはり総理大臣というものの独断専行からくる国政全体の不測の混乱、あるいは国家の運営についての危険性というものに対して、どこかで抑制の働く仕組みを作る必要があるのではないかという、先人が考えられた上での制度ではないかなと思う。だから、そこはよほど慎重に考えて、いきなり指揮監督をなんでもやれる、というようなことをやってはいけない。むしろ総合調整権にとどめるべきであると思います。（後略）<sup>29</sup>

後藤田は、明治憲法以来、総理大臣の独断専行の危険性に対して抑制してきた先人の考え方を尊重すべきであり、総理大臣に大統領的な指揮監督権を与えるべきではない、と主張する。この後藤田の見解は穏当なものであり、以後1990年代になり政府・官僚機構の改革の議論が活発になっても、天皇と内閣の関係を積極的に見直そうとする空気は薄い。

### おわりに

佐藤栄作内閣期の「内奏」・「御下問」は、あきらかに日本国憲法に規定されている国事行為から逸脱した範囲の内容を含むやりとりであった。佐藤首相をはじめ閣僚は「内奏」・「御下問」を通じて天皇との間で「君臣情義」を形成し、天皇に政治的責任を負っているような錯覚にまで陥っていた。保守政治に理解を示す昭和天皇は、保守革新の対立が深刻化するなかで、保守政治を推進する上での精神的支柱であり、天皇の言葉は金科玉条のごと

く内閣では重く受け止められていた。

この戦後保守政治における天皇の位置は、戦前から直線的に連続しているわけではない。芦田均内閣と吉田茂内閣の2内閣が大きな画期としてある。芦田均内閣が推進しようとしたのは、日本国憲法を順守し、天皇不執政の徹底を求めた象徴天皇制路線であった。しかし、吉田茂・佐藤栄作らは、天皇と内閣の関係を政治的にも緊密に保とうとする立憲君主制という路線を歩み、これが戦後保守政治の本流となつた。増原防衛庁長官問題での革新系からの「内奏」・「御下問」批判、中曾根内閣における首相公選制という観点からの立憲君主制の見直しといふ動きもあったが、議論として定着はみられなかった。天皇の代替わり以降の実態については、資料不足もあり今後の課題としたい。

## 注

- 1) 今谷明『象徴天皇の発見』(文春新書 1999) 214頁。
- 2) 近代における天皇の政治史上の役割を検証した安田浩氏も「君主制であるかぎり、完全政務委任はありえない。しかしそのなかで、象徴天皇制は例外に属するものである」と述べ、戦後政治は天皇不執政であり、それは世界の君主制のなかでも例外に属するものであるとの認識をもっている。安田浩「日・英君主制の比較史的研究」報告(歴史学研究会・日本現代史研究会協催 1999年9月例会)。
- 3) 『重光葵手記』(中央公論社 1986)、『続重光葵手記』(中央公論社 1988)。
- 4) 『芦田均日記』全7巻(岩波書店 1986)。
- 5) 『佐藤栄作日記』全6巻(朝日新聞社 1997~9)。
- 6) 『入江相政日記』全6巻(朝日新聞社 1990~1)。
- 7) 升味準之輔『昭和天皇とその時代』(山川出版社 1998) 第四章・第五章。
- 8) 1973年(昭和48) 6月28日 参議院内閣委員会 吉国一郎内閣法制局長官答弁。

- 9) 1973年(昭和48) 6月7日 衆議院内閣委員会 吉国一郎内閣法制局長官答弁。
- 10) 1975年(昭和50) 3月14日 衆議院内閣委員会 角田礼次郎内閣法制局長官答弁。
- 11) 1988年(昭和63) 5月26日 参議院決算委員会 藤森昭一宮内庁長官答弁。
- 12) 拙稿「『宮中グループ』における皇族集団の位置」(『歴史学研究』掲載予定)、「大正デモクラシーと華族社会の再編」(『歴史学研究』第694号 1997)。
- 13) 以上、終戦文書調印をめぐる「内奏」・「御下問」関連の資料は、『続重光葵手記』240~3頁による。
- 14) 『芦田均日記』第2巻 1947年(昭和22) 7月22日条。以下芦田均外相の「内奏」に関する資料も同じ。
- 15) 『同』第2巻 1948年(昭和23) 5月10日条。
- 16) 『同』第2巻 1948年(昭和23) 4月8日条。
- 17) 吉田茂『回想十年』第4巻(新潮社 1958) 72頁。
- 18) 德川義寛『侍従長の遺言—昭和天皇との50年』(朝日新聞社 1997) 171・2頁。
- 19) 『続重光葵手記』708頁。
- 20) 『同』719頁。
- 21) 『同』732頁。
- 22) 『同』743頁。
- 23) 『同』757頁。
- 24) 以下、第4章で引用する資料は『佐藤栄作日記』である。なお、『佐藤栄作日記』の資料的性格については、堀越作治『戦後政治裏面史』(岩波書店 1998) を参照されたい。
- 25) 福田赳夫『回顧九十年』(岩波書店 1995) 135・6頁。
- 26) 佐上武弘「天皇陛下と円の切上げ」(『週刊東洋経済』東洋経済新報社 1982年10月16日)。
- 27) 『朝日新聞』1973年(昭和48) 5月28日付。
- 28) 中曾根康弘『天地有情』(文芸春秋社 1996) 600・1頁。
- 29) 後藤田正晴『情と理』下(講談社 1998) 164~6頁。